

2. 制度概要（保証料率および保証料補助について）

- ・借入金額に対して次の表に定める料率を適用する。
- ・信用保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。
- ・本制度の取扱期限は令和11年3月31日（保証申込受付）であるが、令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乗せ分の保証料については補助対象外。